

認定できない区域

次の区域内にあるものについては、認定を行わない。ただし、当該住宅が区域の設定の目標を達成するものであることなどにより、長期にわたる立地が想定されることが判明している場合には、この限りでない。

- ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域